

はんつか広場 利用ガイドライン

令和8年4月版
はんつかサラダ実行委員会

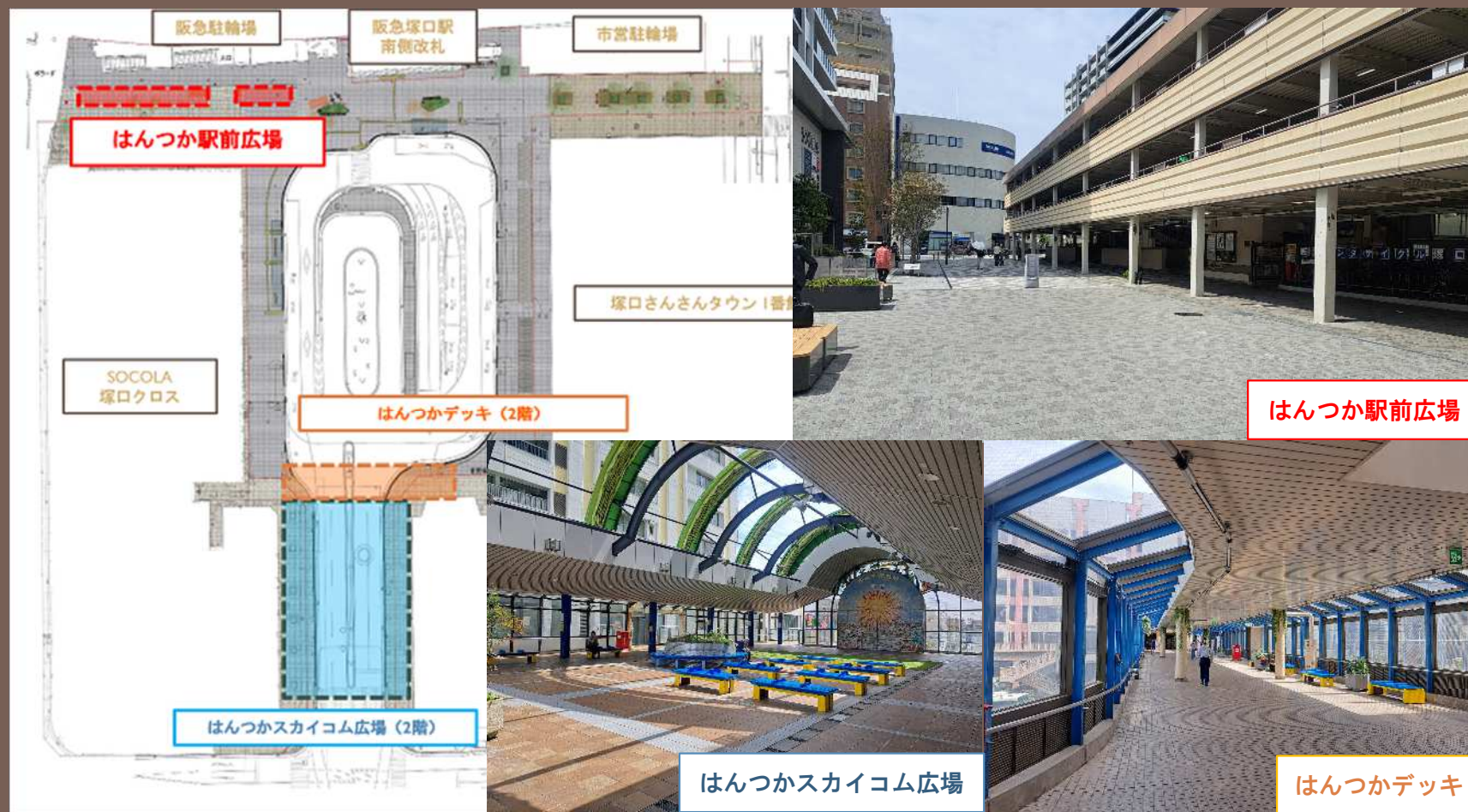
はんつか広場について



はんつか広場（阪急塚口駅南駅前広場）では「居心地よく歩きたくなる駅前空間」を目指し”使いたくなる駅前広場”に更新するとともに、周辺事業者等で構成された「はんつかサラダ実行委員会」が駅前広場の管理運営や、にぎわいづくりを行っています。

本ガイドラインは、この活動にご理解・ご賛同いただき、はんつか広場を活用いただくためのものです。
なお、本取組は社会実験であるため、予告なく利用条件などの内容を変更したり利用を休止する場合があります。ご了承ください。

はんつか広場の構成



阪急塚口駅南側の特徴

- 駅前の特徴

塚口さんさんタウン：尼崎市初の第Ⅰ種市街地再開発事業（1971年-1978年）。2022年に3番館跡地にSOCOLA塚口クロスがオープンした。

- 施設集積

【商業施設】複合商業施設に加え、スーパーやコンビニが集積

【教育施設】市立小学校、私立中学・高校・大学が立地

【公共施設】行政サービス施設や劇場、市民健康開発センターがある一方、公民館や図書館など、子育て世帯の利用が多い公共施設が少ない。

【公園・屋外環境】上坂部西公園をはじめ、公園が複数立地。

阪急塚口駅南側の特徴

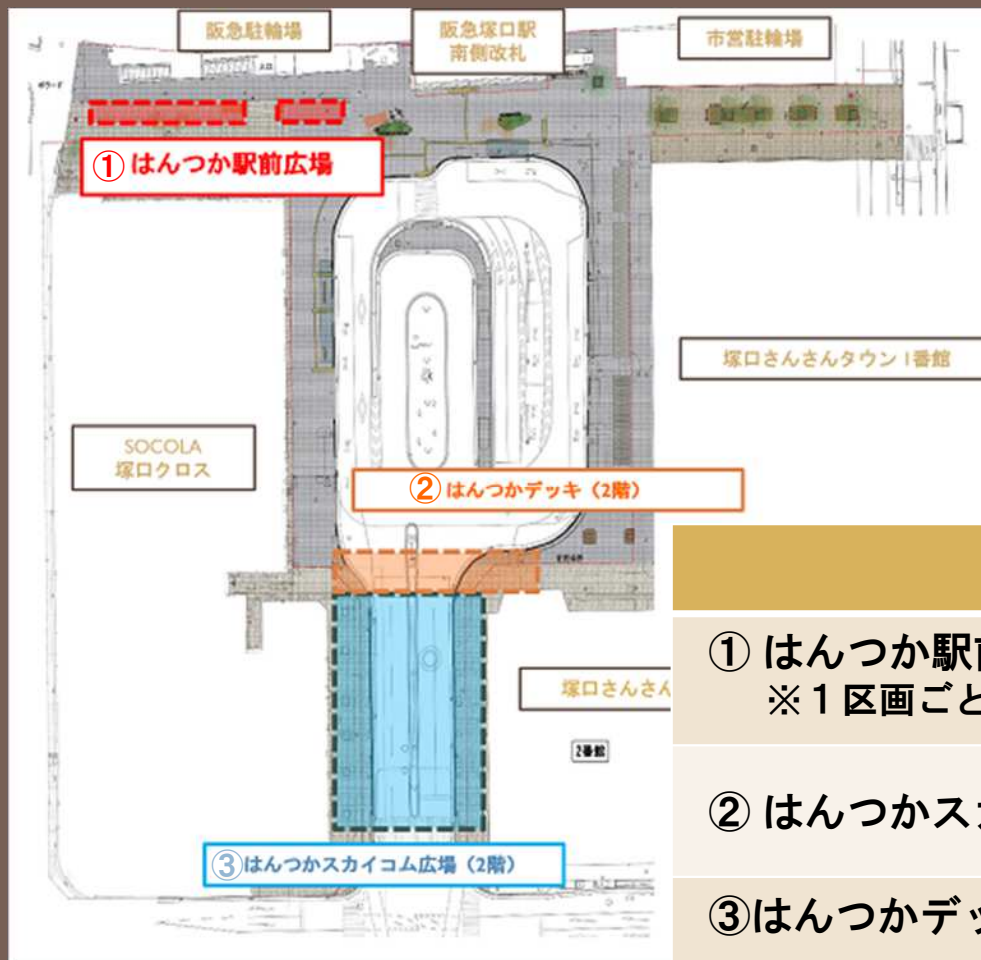
- 年齢・属性

市域と比較して子育て世帯や14歳までの人口が多いが、単身世帯は減少している。（2010年から10年間）
5年以上の定住が低く、県外や他市からの転入が多い。

- 通勤・通学

市外・県外への通勤・通学の割合が比較的高い。

はんつか広場の貸出エリア

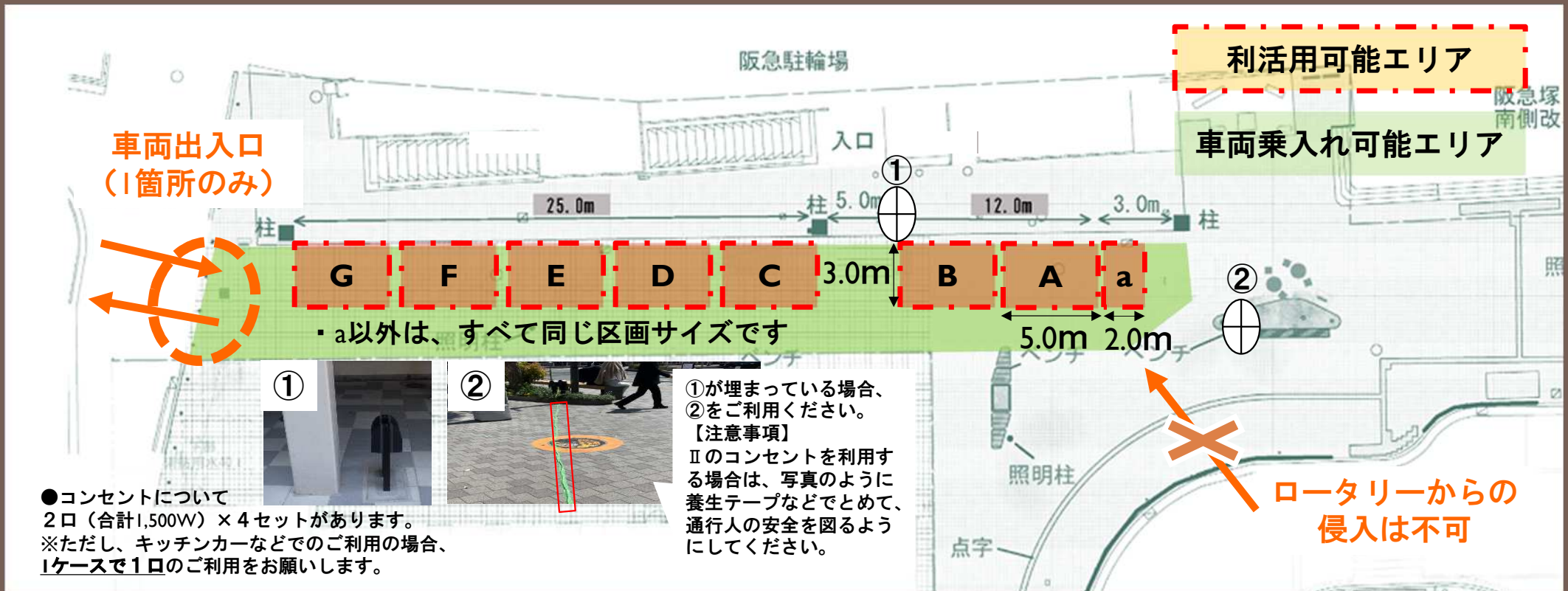


エリア全体の、にぎわいづくり促進のため①はんつか駅前広場のみの利用は不可です。

必ず②スカイコムか③デッキのいずれかの利用とセットか、全体利用（①-③）をお願いします。

名称	面積
① はんつか駅前広場 ※1区画ごとの利用は不可とします。	111㎡
② はんつかスカイコム広場	390㎡
③ はんつかデッキ	111㎡

はんつか駅前広場の利用案内

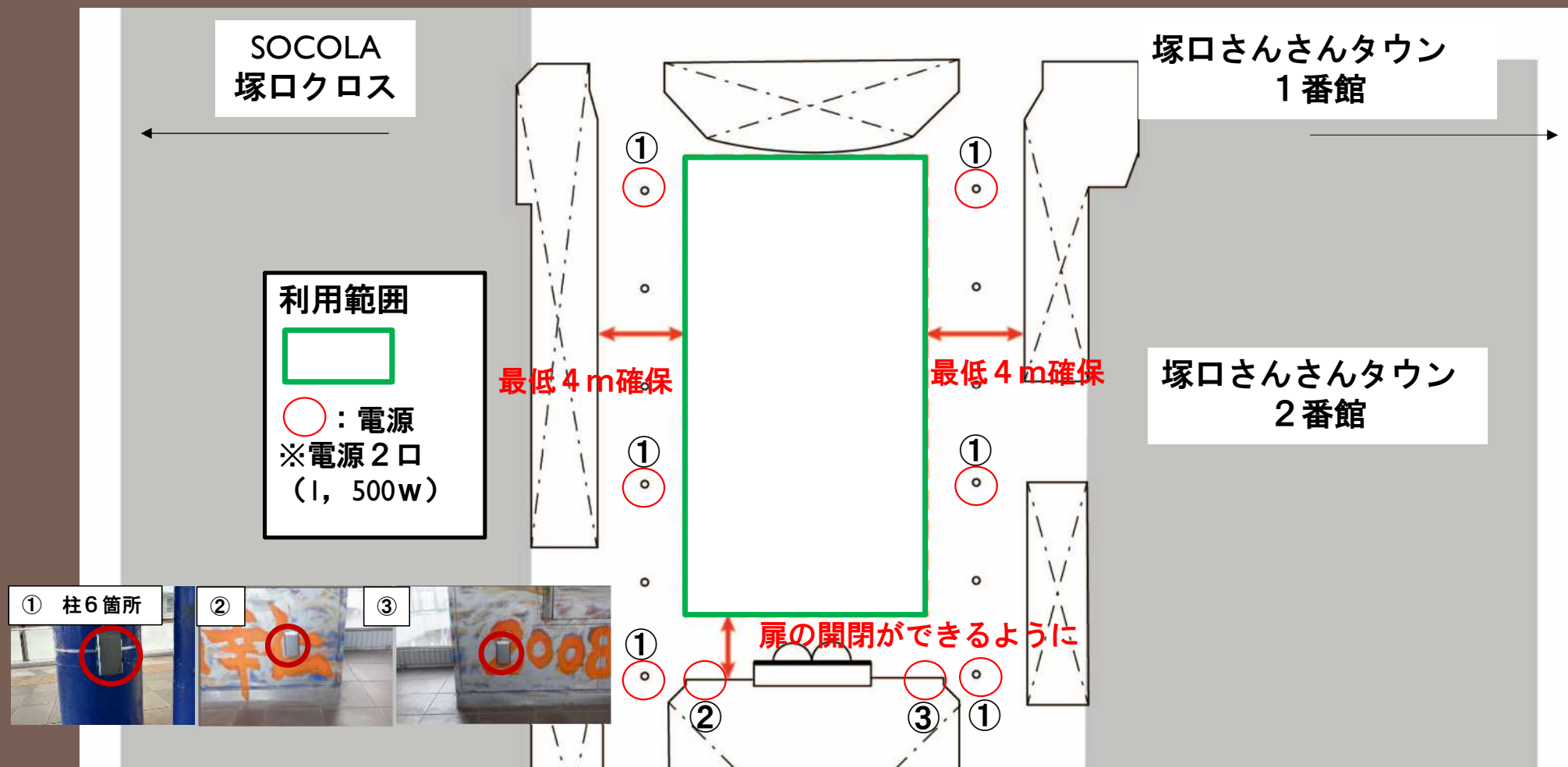


※1区画ごとの貸出はしていません。

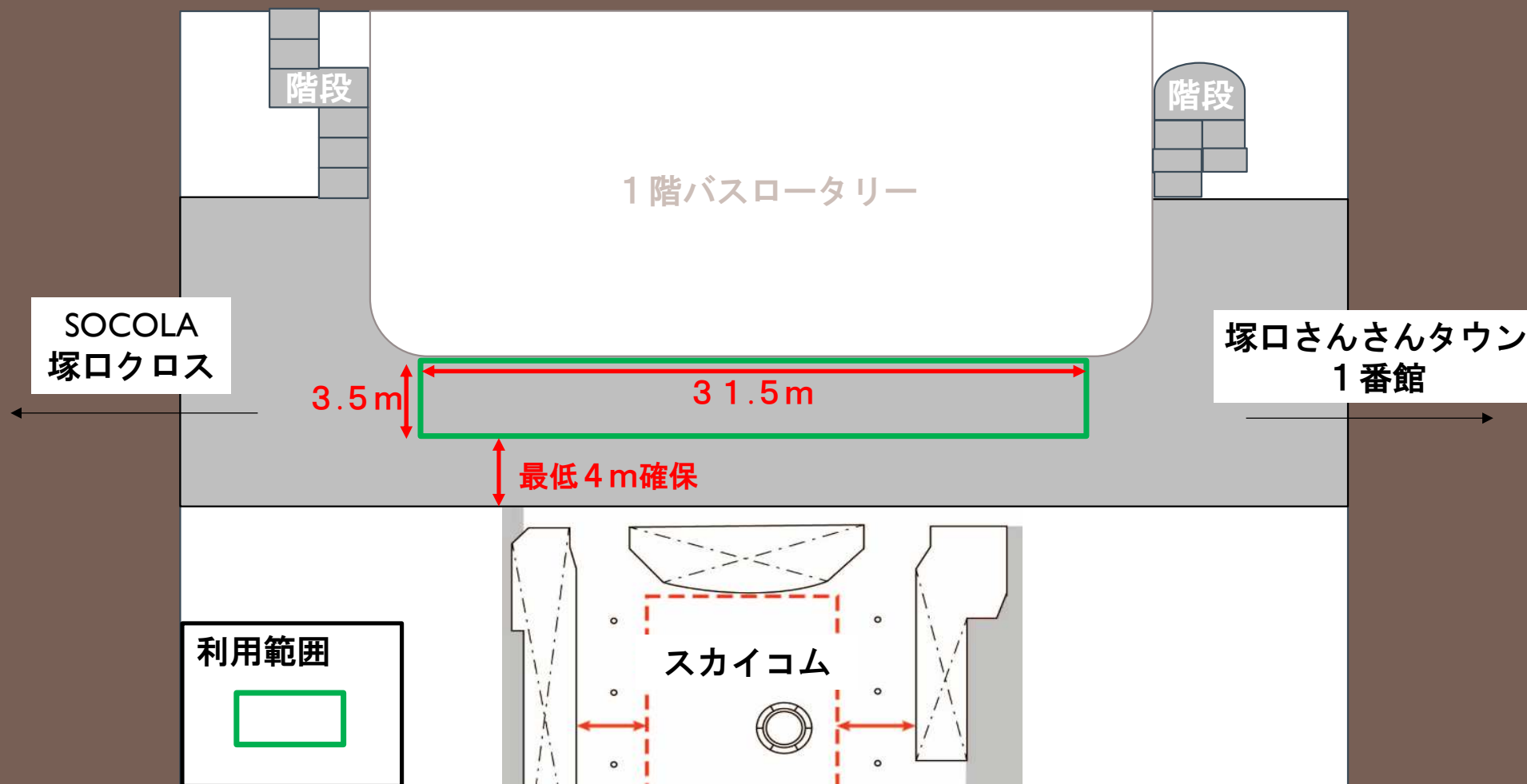
※はんつか駅前広場のみの利用はできません。

必ずスカイコム広場やデッキとセットか、全エリアでの利用をお願いします。

はんつかスカイコム広場の利用案内



はんつかデッキの利用案内



はんつか広場 利用区分・運営協力金

①駅前広場	②スカイコム	③デッキ	時間	面積	値段
		○	9:00～ 21:00 (搬入出 含む)	111㎡	¥2,000
	○			390㎡	¥6,000
	○	○		501㎡	¥8,000
○		○		222㎡	¥27,000
○	○			501㎡	¥31,000
○	○	○		612㎡	¥33,000

※はんつか広場の運営管理や実行委員会の活動経費として、運営協力金のお支払いをお願いしています。

※警察への道路使用料が別途必要（基本、1回の申請毎に2,000円）です。

詳細は尼崎北警察署へお問い合わせください。

申請の流れ

ステップ	期間目安	詳細	提出書類	提出先	備考
問い合わせ ・申請	随時 ※利用月の6か月前から 2か月前の25日まで 例) 6月利用の場合、12 月1日から4月25日まで	ama- toshisenryaku@city.amagasaki.h yogo.jpに提出書類を送付して ください	はんつか広場 利用申請書 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/tosi_seibi/douro/1030091/1025375.html	はんつかサラダ 実行委員会	先着で受付・審査を しますので、この時 点で利用が確定する ものではありません
審査	約2週間	内容を審査し、 利用可否を連絡します	利用申請書に加え、 実行委員会が求める書類	はんつかサラダ 実行委員会	初回の場合、面談が 必要の場合あり
承認	随時	利用が承認された場合、 道路占用許可書を発行します	道路占用許可書を 右記へ取りに 来てください。	尼崎市役所 まちづくり戦略推 進担当(北館6階)	不在の場合がありま すので、必ず事前 連絡をお願いします
道路使用 手続き	実施月前月の 1週間前まで	道路使用手続きを お願いします	道路占用許可書 道路(掘さく)協議書 道路使用許可申請書	尼崎北警察署	道路使用料が必要 金額は警察署へ 問い合わせください
広場利用		安全管理や問い合わせ 対応、イベント保険の加入を お願いします			備品等は利用時間外 の設置は出来ません
利用報告と 協力金振込		利用前・利用中・利用後の 写真を撮影・提出して ください		はんつかサラダ 実行委員会	破損等があれば報 告・原状回復お願い します

※事業計画は年度単位で作成・予算化されるため、申請を受け付けた場合でも、次年度の事業内容や実施体制が確定する
まで、利用の確約はできません。予めご了承ください。

申請手続に関する注意事項

- 事前問い合わせの際は、利用内容が分かる設営撤去も含めたスケジュール、図面、使用備品リストをご提供ください。
- 実行委員会への利用申請（道路占用申請）に加え、尼崎北警察署への道路使用申請が必要です。実行委員会への運営協力金に加え、警察への道路使用料が別途必要となります。
（詳細は尼崎北警察署へお問合せください）
- 申請は先着順です。申請書を受理した後に事業内容等の審査を行い、ガイドラインに適合しない場合はお断りをする場合があります。
- 火気や食品の取扱いがある場合、消防署や保健所に届出ください。

設営に関する注意事項

- 機材等について、日をまたぐ場合も含み、利用時間以外の設置はできません。
- 設営・撤去は9時から21時の間、対象エリア内で一般歩行者の迷惑にならず通路を塞ぐことの無いよう行ってください。
- 重量物や床との接地面が硬いもの・鋭利なもの等、利用場所に破損等を生じさせる恐れがある場合、床面及び接地面の養生を行ってください。
- 設置した備品類は各自で撤去してください。万が一利用場所に破損等を生じさせた場合、事務局に報告し、現状回復を行ってください。

利用に関する注意事項 1

- 時間区分はなく、9時から21時の終日利用です。
- 暴力団員及び暴力団員密接関係者の利用はできません。
- 実施内容に応じ、イベント保険の加入をお願いします。
- 発電機の使用は可能ですが、水道の利用及び排水はできません。
- 全域禁煙です。
- 駐車スペースはありません。近隣有料駐車場をご利用ください。
- 利用後は清掃を行ってください。水の利用はできませんので、拭き取るなどの対応をお願いします。

利用に関する注意事項 2

- 雨天等での利用中止判断はご自身で行い、中止した場合、事務局へメールでご連絡ください。
- 苦情やトラブルへの対応ができる運営体制を確保ください。
- 利用に際し発生するごみは、ごみ袋を設置し回収・処分をお願いします。参加者へのごみの回収周知もお願いします。
- 酒類を販売・提供する場合、公共空間であることを意識し、適切な量の販売・提供をお願いします。参加者が泥酔するなど公衆に迷惑を掛けると判断した場合、利用者が声掛けをしてください。

利用に関する注意事項 3

- 和太鼓、大声でのコール、とびはねは禁止です。
- 音が生じるイベントを行う際は、周知チラシを作成・事務局に提供の上、下記へ配布してください。
 - ①尼崎市都市開発（株）へ連絡し、住居用掲示板へ掲示・さんさんタウン2番館へ全戸配布（120部）
 - ②プラウド阪急塚口駅前の管理室（06-6427-3315）へ連絡の上、全戸配布（管理室1室、住戸421部）

記載内容は

◇イベント実施日・内容・音の出る時間 ◇主催者の連絡先（土日祝も連絡可能な番号） ◇お騒がせしますなどのお詫びの文言

はんつか駅前広場の利用に関する注意事項

- 駅前広場の車両乗入れは「はんつか駅前広場の利用案内」に記載のとおり一か所のみで、ロータリーからは侵入できません。車の転回も禁止です。搬入出の際は誘導員を配置し、歩行者の安全第一で、速やかに行ってください。
- 隣接駐輪場は市の施設ではありませんので、物をくくりつける等しないようにお願いします。
- 風が強い場所ですので、重りを乗せたり設置物同士を緊結したりするなど、対策をお願いします。

はんつかスカイコム広場及びはんつかデッキの 利用に関する注意事項

- 電気やエレベーターの使用、スカイコムの屋根開閉を希望される場合、尼崎市都市開発（株）へご連絡ください。
- 発電機を使用する場合、音・臭いの発生しない「充電式」の発電機（ポータブル電源）のみ使用可能です。

利用に関する注意事項 その他

- ガイドラインの記載事項を遵守いただけない場合、将来にわたって広場の利用を許可できない場合があります。
- 道路法その他関係法令を遵守するとともに、道路構造の保全、道路交通及び公益上の障害とならないよう、維持管理をお願いします。
- 尼崎市、はんつかサラダ実行委員会及び第三者に損害を与え、または紛争を生じさせた場合は、利用者の責任で解決してください。
- 通行者の妨げになる迷惑行為等を見つけた場合、利用者の責任において、口頭注意などにより、通行空間の確保に努めてください。
- 社会実験中により本ガイドラインは随時、内容が変わります。

問い合わせ先

はんつかサラダ実行委員会事務局（利用相談・書類申請先）

- 所在地：尼崎市東七松町1-23-1 本庁北館6階
（まちづくり戦略推進担当）
- 電話：06-6489-6620 Fax：06-6488-8883
- メール：ama-toshisenryaku@city.amagasaki.hyogo.jp
- 窓口：平日9：00-17：00

※担当者が不在の場合があるため、
窓口にお越しの際は必ず事前にご連絡をお願いします。